

# 出品・落札規程

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

本規程においては、会員が参加したオークション会場をU S Sと称する。

## 第2章 出品の方法

### 第2条（出品店の車両整備義務）

出品店は、車両の出品をするに際しては、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を十分に行うものとする。

### 第3条（出品車両の条件）

出品車両は、下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、U S Sが出品を認めた車両についてはこの限りではない。

- (1) 一般走行，安全走行が可能な車両
- (2) 完全な所有権の移転が可能である車両
- (3) 事故車または粗悪車でないこと
- (4) 出品したオークション会場内での車両移動が可能な燃料があること
- (5) 車両の室内外が清掃済みであること

### 第4条（出品店の申告義務）

1. 出品店は、車両の出品に際して、オークション出品票に下記の事項を正確に記載してこれを申告するものとする。
  - (1) 車歴（レンタカー，事業用等の登録歴がある車両は記入する）
  - (2) 特殊用途車（特殊用途車のうち、法令に定める「専ら緊急の用に供するための自動車」（救急車，公共応急作業車等），および「法令等で特定される事業を遂行するための自動車」（教習車，霊柩車等）は記入する）
  - (3) 排気量，型式
  - (4) 初度登録年，車名，形状，グレード等
  - (5) 車検有効期限，登録番号，車台番号（抹消登録の車両は，登録No.に記載してはならない。また、軽自動車ナンバープレートを送付とする場合は、出品票にナンバー後日と記入する）
  - (6) 職権打刻（車台番号の識別が困難である等の理由から，車台番号が打ち直された車両は，出品票注意事項欄に職権打刻車と記入する）
  - (7) 予備検査の有効期限（オークション開催月の翌月末日に満たない場合，または有効期限切れは記入する）

- (8) 走行距離，使用時間等，使用の経過が判断できるもの
  - (9) km／マイル表示の別（国産車および輸入車の正規ディーラー車についてはkmで申告し，マイル表示のみの場合はマイル申告とする。なお単位指定の無いものはkm申告と見做す）
  - (10) メーター改ざん車（出品票注意事項欄にメーター改ざん車および推定走行距離を記入し出品票走行距離欄には積算距離計の表示している走行距離を記入し「＊」を付する）
  - (11) メーター交換車（認証，指定工場でメーター交換されたことを証する書面がある車両は，出品票注意事項欄にメーター交換車および交換日，交換時の走行距離を記入し，出品票走行欄には交換前，交換後の合算した走行距離を記入し「\$」を付する）
  - (12) 走行不明車（メーター改ざん車，メーター交換車以外で，実走行と判断ができない車両は，出品票注意事項欄に走行不明車と記入し，出品票走行欄には積算距離計の表示している走行距離を記入し「#」を付する）
  - (13) 外色（カラーNo およびカラーNo が示す色を記入する。また，色替えをした場合は，元の色と色替え後の色も記入する），内装色
  - (14) 燃料（ガソリン，軽油，電気，LPG，CNG等）
  - (15) シフト（AT，F5，シーケンシャル[SQ]等。また，マニュアルシフトでクラッチが無い車両は記載する）
  - (16) ハンドルの位置（右，左）
  - (17) 冷房（AC，WAC，AAC，クーラー等）
  - (18) タイヤの残り山，スペアタイヤの有無（スタッドレス等の別も記入する）
  - (19) 乗車定員（バンにおける二人乗り，三人乗りも記入する）
  - (20) 機関・機構上の不具合，標準装備品の欠品，外品（社外品・規格外品）装着等
  - (21) 修復箇所，内外装のキズ，凹凸，サビ腐食，焦げ，汚れ等の瑕疵状態
  - (22) 輸入車の輸入区分（並行車は記入する）
  - (23) 輸入車用年式（シリアルナンバー等で判断がつくモデル年式を記入する。ただし未記入は不明として扱う）
  - (24) 登録遅れ（マイナーチェンジ，モデルチェンジ，仕様変更）等のあった車両で，チェンジがあった日を含む月から6か月以上経過し，かつ年をまたいでいるもの。なお輸入車は除く）
  - (25) レスオプション
  - (26) 改造の有無およびその内容（車検証のコピーがあれば車載する）
  - (27) 災害歴およびその内容
  - (28) リサイクル預託金額（預託済みの場合のみ。また，資金管理料金は預託金額に含まない）
2. オークション出品票に，前項8号に定める走行距離または使用時間等の記入がない場合は，当該車両のメーターが表示する数値をもって走行距離または使用時間等として扱うものとする。

#### 第5条（オークション出品票のその他記載事項の定義）

- 1. ワンオーナーとは，書類（詳細登録証明書）上，名義変更がされていない車両をいう。

ただし、商品車登録（販売目的で古物許可証を持った法人および個人への登録）、および第三者への移転登録日と同日に抹消登録が行われた変更は除くものとする。

2. 前項の場合であっても、過去にレンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーの記載は認めない。
3. 後期とは次のとおりとする。
  - (1) 国産車の場合、初度登録年までに実施されたマイナーチェンジ後の車両をいう。ただし、マイナーチェンジ後から初度登録年までに仕様変更等があった場合は、その仕様変更を含めた最終変更後の車両をいう
  - (2) 輸入車の場合、初度登録年内のモデルチェンジおよび仕様変更等の最終変更後の車両をいう
4. 純正装備品とは、標準装備品に加えてメーカーオプションまたはディーラーオプションとして当該出品車両の新車販売当時に設定がある装備品をいう。

#### 第6条（福祉車両）

福祉車両の消費税について、中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断出来ないため、消費税を計上するものとする。ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合について、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとする。

#### 第7条（大型部品の送付）

タイヤ、アルミホイール、バンパー等大型部品を付属して出品する場合、出品店は、U S Sに送付先を確認したうえ、送料を負担して直送するものとする。

#### 第8条（整備手帳等の後日発送義務）

1. リモコン等容易に車外へ持ち出せる部品、および整備手帳は出品店で保管するものとし、オークション開催日を含む8日以内に、譲渡書類と一緒にU S Sへ引渡すものとする。なお、郵送による引渡しの場合の送料は、出品店の負担とする。
2. 前項に定める整備手帳とは、メーカーが発行したもので、保証書が付してあるものをいう（保証期間が残っているものについては、保証継承できるものでなければならない）。

#### 第9条（出品停止）

U S Sが下記に示す車両と判断した場合は出品を停止する。

- (1) 所有権の移転について法的問題のある車両（盗難車等）
- (2) その他出品車両としてふさわしくないとU S Sが判断した車両

#### 第10条（出品車両の価格調整）

1. 出品車両の希望価格、スタート価格はオークション出品票の所定の欄に記入するものとする。

2. 希望価格とスタート価格の差は最高 40 万円を限度とする。なお、前記金額を超える場合、コンダクターの権限でスタート金額を調整することができるものとする。
3. 価格調整は、オークション当日、調整室において出品店自らコンダクターに申し出て行うものとする。なお、出品店が不在の場合は、出品店から申し出のあった希望金額の下 2 万円まではコンダクターの権限で落札処理をすることができるものとする。

### 第 3 章 キャンセル

#### 第 11 条（キャンセルペナルティ支払による解除－買い間違い、売り間違い）

1. 成約後 2 時間以内かつオークション終了後 1 時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ金 5 万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。
2. 商談により成約した場合については、商談成立後 2 時間以内かつオークション終了後 1 時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ金 10 万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。
3. 前項の契約解除の場合、当事者双方は、U S S に対して成約手数料および落札手数料を支払わなければならないものとし、出品店が契約を解除する場合は、成約料および落札料は出品店の負担とし、落札店が契約を解除する場合は、成約料および落札料は落札店の負担とする。
4. 前項のいずれの場合も出品料は出品店の負担とする。
5. 1 項および 2 項の場合の落札店からの申し出について、当該車両が落札店により搬出がされている場合の解除はできないものとする。

### 第 4 章 落札の方法

#### 第 12 条（落札店の車両確認義務）

会員は、車両の落札に当たっては、出品票の記載内容の確認と、出品車両の十分な確認を行い、さらに落札後も諸規程に定めるクレーム申告期限内に当該車両と出品票との相違がないことを再度確認しなければならない。

#### 第 13 条（商談）

1. 流札車両の購入を希望する会員は、所定の用紙に必要事項を記入したうえ、商談の申込をするものとする。
2. 落札希望店が記入した希望購入価格を出品店が了解した時に成約があったものとする。

3. 商談の運用に関しては、U S S が設ける基準に従わなければならない。

平成 27 年 7 月 1 日改定